(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
柳沢　健夫
(11) 評価の業務を行う区域
埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県

○関東地方整備局告示第十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年二月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

(1) 登録年月日
平成二十一年十月二十一日
(2) 登録番号
関東地方整備局長15
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社神奈川建築確認検査機関
(4) 住所
神奈川県相模原市相模大野七丁目八番十号
(5) 代表者の氏名
古田土　勉
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号に掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
神奈川県相模原市相模大野七丁目八番十号
神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地
(8) 法第十三条の評価員の氏名
大槻　年男、三島　啓、伴光　泰、佐々木　隆、佐々木　泉、福島　智征、小林　吉典、山川　三夫、粕谷　友和、濱谷　浩史、新藤　和己、根村　浩正、石井　政彦、高橋　宗次、芥田　裕、清水　康弘、石井　宏、椋茂廣、清水　保夫、杉本　重実、繁尾　和男、望月　仁、山口　隆
(9) 役員の氏名
古田土　勉、井上　定、金井真佐子、木村弘美、井上　晴美、能條　毅
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
木村　弘美
(11) 評価の業務を行う区域
神奈川県、東京都（港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、三鷹市、府中市、調布市、日野市、稲城市、多摩市、八王子市、町田市、国立市、狛江市）

○関東地方整備局告示第十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年二月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

(1) 登録年月日
平成二十二年一月二十日
(2) 登録番号
関東地方整備局長22
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本確認センター株式会社
(4) 住所
千葉県船橋市山野町百三十五番地二
(5) 代表者の氏名
市原　浩樹
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号に掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
千葉県船橋市山野町百三十五番地二
(8) 法第十三条の評価員の氏名
市原　浩樹、小針　和典、神成　敏秋、長谷俊明、山本　真琴
(9) 役員の氏名
市原　浩樹、市原　喜津
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
神成　敏秋
(11) 評価の業務を行う区域
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、山梨県、長野県

○中国地方整備局告示第九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。）第七十六条第一項の規定により次の登録建築物調査機関を登録をしたので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二日

中国地方整備局長　福田　功

一　登録建築物調査機関の名称
ハウスプラス中国住宅保証株式会社
二　住所
広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号
三　代表者氏名
代表取締役社長　河内　昭士
四　登録年月日
平成二十二年一月十八日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
ハウスプラス中国住宅保証株式会社　広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号

○四国地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十六号　伊予市下吾川字池田九二五番五から同市下吾川字馬塚九六〇番一まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二日

○沖縄総合事務局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
うるま市石川白浜一丁目九番三から同市石川白浜一丁目一一一番二まで	前	一八・三五～一八・七五メートル	○○・○四三キロメートル
	後	一八・三五～四○・九○メートル	○○・○四三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三百二十九号　うるま市石川白浜一丁目九番三から同市石川白浜一丁目一一一番二まで　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二日